## 第32回山口地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和5年7月14日(金)午後2時
- 2 場所 山口地方裁判所1号法廷・第1手続室
- 3 出席者
  - (1) 山口地方裁判所委員会委員(五十音順、敬称略) 安達拓、倉地真寿美、坂井昇、嶋田美和子、田畑元久、野村雅之、藤井英 樹、前硲大志、森脇直樹、矢﨑敦夫、柳谷統子
  - (2) 説明者 諸井裁判官、清木総務課長
    - 古川刑事首席書記官、渡邊刑事主任書記官、有井事務局長、木村事務局次長、児島総務課課長補佐

## 4 議事の概要

(3) オブザーバー

- (1) 新任委員の自己紹介
- (2) 報告「裁判員裁判の広報について」(清木総務課長による報告) 前回の山口地方裁判所委員会における同委員会委員の意見を踏まえ、裁判 所ホームページに見学・模擬裁判体験の御案内ページを設け、法廷や法服の 写真、見学ツアーの実施例、対象、所要時間等を掲載したこと、委員会後に 裁判所に来ていただいた小学生、中学生、高校生や大学生に模擬裁判の体験 や裁判官との質疑応答等をしていただき、裁判員制度の意義を伝えるなどし たこと、令和4年10月に実施した行事の内容が令和5年5月に発行された 「司法の窓」というパンフレットに各地の裁判所の取組として掲載され、図 書館等に配布したことを報告した。
- (3) 議題「裁判手続における被害者保護について〜犯罪被害者の保護に配慮した刑事裁判手続の運用について〜」

- ア 諸井裁判官による基調説明
- イ ビデオリンク方式及び遮へい措置による証人尋問の実演
- ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

- (4) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について
  - ア 山口地方・家庭裁判所委員会(合同開催)

開催日は11月28日(火)とし、意見交換のテーマは、「職員がいきいきと活躍できる職場環境づくり」とすることを検討しており、山口家庭裁判所委員会委員の意見も踏まえてお知らせすることとした。

イ 山口地方裁判所委員会

開催日は令和6年7月頃を予定し、意見交換のテーマは、委員からテーマの希望がなかったことから、裁判所で検討することとした。

(別紙)

## 「裁判手続における被害者保護について」に関する意見交換の要旨 (発言者:◎委員長、○委員、△裁判所)

- 本日のテーマは「裁判手続における被害者保護」ですが、意見交換事項として、
  ①法廷での実演(ビデオリンク方式、遮へい措置)を踏まえた御意見・御感想、
  ②被害者に対する接遇等の在り方に関する御意見・御感想、③その他、被害者保護制度、裁判所の取組全般に関する御意見・御感想の3つを挙げさせていただいております。いずれの観点からでも構いませんので、皆様の御意見・御感想をいただければと思います。
- 先ほど、法廷で実演を見せていただいて、実際に見ることですごくイメージが 湧きました。それで、被害者の方にものすごく繊細な配慮をされているんだなと いうことで、そういった取組をしていただければ、被害者の方も勇気を持って法 廷の場に来ることができるんじゃないかなと思いました。

それで、被害者の方は不安でいっぱいで、勇気を持って来られているから、も し希望された場合は、実際に座ってみていただいて、本当に被告人から見えない とか確認ができれば、さらに安心して御発言ができるのではないかなと思いまし た。

○ 裁判所のほうで被害者の方に寄り添いながら、被害者の目線に立ってっていう のは、非常によく分かりました。すごく手を尽くされているなという感じがしま した。

それで、裁判のところより前なのかもしれないですけど、宣誓書や出頭票であったり、警察に被害届を提出するとか事務的に御自身がされなきゃいけないことがあると思うんですが、被害に遭われた方が通常事務仕事をしていなかったりすると、物を書いたり、何かを申請したりというのがなかなかエネルギーが要るのかなと思うんですけれども、そういう負担をどう軽減されているかなと。

◎ 捜査機関である検察庁側と弁護士の方々、被害者弁護人の関係とか支援の関係

とか、そのあたりを御発言いただいてもよろしいですか。

○ 捜査機関の側から申し上げると、多くの場合、事件が発生して、被害に遭われた方なり、その御家族が警察に届け出るというところから事件というのは始まることが普通になります。被害届に名前を書いてもらって届け出てもらわないと、誰が届け出たか分かりませんというところで、被害届に名前を書いていただくことが往々にしてあります。それから、どんな事件だったのか、どんな被害に遭われたのか、そういった話を聞いて、文字に起こして供述調書という書類にするという作業があって、それについては、起こした上でその内容を被害に遭われた方に確認をいただいて、間違っていなければ署名をいただくということが普通行われます。それは、間違っていないということを御本人に確認していただかないと、その書類が本当にその人の言っていることをそのまま書かれたものなのか、違うのか分からないので、そこは署名が必要ということになります。

その名前を書くという作業をやらなくていいというのは、なかなか難しいところがございますけれども、ついでに申し上げると、今年の6月に刑法と刑事訴訟法が改正されております。11月ぐらいに施行される予定のものがございまして、司法面接と呼ばれるものが最近あるんですけれども、その手法で被害に遭われた方が話している場面自体を録音録画し、録音録画媒体について、一定の条件の下で裁判所での主尋問に代えて証拠とすることができるという制度が始まります。そうすると、それだけを使うということになれば、署名をするという負担は少なくともなくなるということが出てくるだろうと思いますし、捜査機関で言ったことを裁判所でもう一回そのまま言わなければいけない負担、もちろん反対尋問を受けなければならないので、全部にはならないんですけれども、一定程度軽減されるだろうというふうに考えられているところです。特に、性犯罪の被害に遭われた方に対してですけれども、警察でも聞いて、検察庁でも聞いて、それでも裁判所でも聞くということになりますと、それ自体がセカンドレイプとして、かえって苦しめてしまうということにもなりかねませんので、その負担軽減は図られ

なければいけないというのが今の共通認識になっています。そういったところからも、改正法がだんだん良い方向にいくといいなとは考えているところでございます。

- 私は、交通事故で子供が亡くなられた御遺族の支援とかの経験はありますが、 性犯罪の被害に遭われた方の支援とかは経験がありませんので、今言ったような 捜査中の、御質問のようなケースは経験がありません。
- 私からお話しさせてもらうと、恐らく犯罪の被害に遭われた方は、自分が何をすればいいんだろうか、あるいは何ができるんだろうかというのが分からなくて。最初は警察へ行かれるんです。それで、そこを取り巻く法律関係は、刑事的側面と民事的側面と2つがありまして、刑事的側面というのは、今警察とか検察のほうでかなり説明がなされます。ただ、そこに不信感を持たれて、弁護士のほうに来られる方もおられるんですが、多くは民事のほうをどうしたらいいんだろうという悩みをお持ちで来られます。警察は民事には介入できないので、弁護士会に相談に来られるというケースがあるんですね。その場合には、弁護士会で被害者保護に詳しい弁護士をそろえたりして、できる限り被害者保護の見地からの民事のフォロー、あるいは刑事の手続のフォロー、その最たるものが被害者の参加制度なんですけどね。そういう形で支えています。
- さらに補足させていただくと、山口県においても、被害者支援連絡協議会という組織がございまして、各団体、市町村、弁護士会、警察、検察庁とか、それぞれが委員を構成しているんですけれども、定期的に会議を開いて、自分たちが何をしているのか、これから何をしていくのか、そういったことについて協議をしているという状態にございます。多分、弁護士会では犯罪被害者支援委員会とか支援センターというような組織がありますし、検察庁には刑事政策推進室という特別の部屋を設けて、そこへの配慮をしていこうという形になっています。

それで、山口でどうかは私も承知はしていないんですが、全国を見ていくと、 犯罪被害者の方に対して、ワンストップで全てのサービスを提供できる組織をつ くっている県もあるようには聞いております。そこに行けば、困ったらここにつなぐというのを、つなぎ役をしてくれる組織が存在しているという形になっていますので、そういう形で被害者保護というのが図られているというふうに承知をしているところでございます。

- ◎ 何かが起きると、影響自体が大きなところなので、今おっしゃっていただいたようなところで連携して動いていくという形なのかなとは思っております。
- 最初に私が思ったのは、ビデオリンクのほうが、被害者が証人として出るのは 安心するんじゃないかなと思っていたんですけど、まだ遮へいのほうが全国的に も圧倒的に多いというのは、本当は裁判所には行きたくないんだけど、こういう 決まり事なので遮へいしますからということで、実際に出るのかもしれないし、 これがビデオリンクありきで進めば、被害者はもっと安心して証言ができるとい うような感じにならないのかなというのが私の率直なところです。ただ、実際に 裁判所で遮へいをしたほうが、裁判としてはスムーズにいくとか、そういうこと があるのかなというところは疑問なんですが。あと、声を変えてらっしゃってい ますかね、証言の際に。
- そこは変えておりません。
- ◎ より安全なビデオリンクのほうがあまり活用されていないのは、本当に被害者の意見、意向を反映しているのかという点に疑問を持たれたのと、あと声でも分かってしまうんじゃないかというものに若干の抵抗というのを持たれたと。
- 被害者本人としては心配なんじゃないかなというふうに思いました。
- まず、遮へいとビデオリンクで、裁判所として特に遮へいだからいいとか、ビデオリンクだから嫌というか、大変だというようなことというのは、基本的にはないのかなと思っております。あとは、被害者の方のニーズというのは多分いろいろあるのかなと考えているところもありまして、もちろんビデオリンクのほうが安心できると考えられる人もいる一方で、でも法廷で言いたいというような方も恐らくいらっしゃるのかなというような気もいたします。その辺のニーズは、

恐らく検察官のほうが聞かれた上で、このような措置を取ってもらいたいという ような申出がされているのかなというのが実情なのかなというふうに思っている ところです。

声の関係は、現在の制度では恐らく変えることは難しいのかなと思います。声の様子であるとか、どのような話し方をされているのかとかというところも含めて、心証を取るというようなところもあるのかなと思っております。

- 今のところは、弁護人から見ると、話しやすければ話しやすいほどいいというわけでは、実はないんですね。もともとの古典的な考え方としては、公開の法廷で姿をさらしてしゃべるから信用性が高いという部分があって、しゃべりやすければそっちのほうがいいという、そういう話にはなってなくて、俺の目を見て物が言えるのかという、そこで言っているこそ信用性があるというか、古典的な考え方としてはあるので。そこからだんだんそうも言っていられないという場面も多いというところでこういう制度ができてきているわけですけど、そういう、利益の考量というのがあって、それぞれの制度がとられているというところがあります。ですから、遮へいも、弁護人の姿ぐらいちゃんと見て、ちゃんと証言してくれよとか、そういうのでこの角度が浅い、深過ぎるとか、文句が出ることがあるんじゃないですかね。
- ◎ ありがとうございます。1個の事件の中で、いろんな価値観を考慮しなきゃいけないところがあることが難しいのかなとは思います。
- 被害者の方というのは、本来なら関わりたくない思いもありますし、でもその中で、なぜ被害を受けなければならなかったのか、それを問いたい、聞きたいというような葛藤の中でも、能動的に関わられたりする場合とかがあるかと思います。関わらなければならないときの負担軽減というところで、尋問に関わる負担軽減とか接遇の部分で、ものすごいきめ細やかな対応をされているんだなというのを感じさせていただきました。すごくリハーサルを重ねられているということをおっしゃられていまして、多分そうなんだろうなというのを感じましたし、絶

対に間違いがあってはならないというところで、すごく緊張感を持たれて対応されているんではないかなというふうに思いました。

被害者の方の控室のほうは、会議室よりもっとくつろぎやすいところができたらというようなことをおっしゃられていたと思うんですけれども、そこまでは今のところはされなくても、ここまでしっかりしていらっしゃれば、まだまだ大丈夫なんじゃないのかなと。また、今後余裕が出てきたら、そういったお部屋を1つほど造られるとか、考えられたらいいかなというふうに感じました。

- ◎ ありがとうございました。いつかできる機会があれば、そういうもうちょっと 精度の高い施設がという御意見をいただきました。褒めていただいていることが 多いんですけれども、何か足りないと思われるようなところとかはなかったでしょうか。
- 私は、報道機関でこの4月まで本社で13年、その前10年間ほど、こちらの 山口に勤めているんですけれども、取材で警察とかこちらの裁判所に結構通わせ ていただきました。説明冒頭で出たんですけど、光の母子殺人事件というのは初 公判からずっと高裁あたりまで追いかけていっていまして、まさにこの被害者支 援制度というのができる過程を取材してきて、遺族の方が初公判を終えたときの 記者会見が、これが画期的な状況で、被害者が顔を出して声を上げるという、さ らに量刑とか少年事件で死刑の可否はどうなんだろうかというよりも、被害者支 援のほうにクローズアップして報道に反映する。それは結果こんな今のようにな るのかな。随分この10年以上でルールが変わって、良い方向に進んでいるんじ ゃないかなというふうに意見させていただきます。

まさに先ほどの遮へいとかビデオリンクとかがあって、裁判所の法廷にこんな 高性能な機器がいっぱいついているというのは隔世の感で。一方で遮へいやアコ ーディオンは何かすごくアナログだなと思って。予算があれば、1部屋ぐらいは、 裁判長がボタンを押せば下からぐいっと出てくる、電動だったりしてもいいんじ ゃないかなと思いました。 被害者が望んで出て発言したりとかということがあったら、こういうことがありますよと説明されるのでしょうが、必要ないと思っている人にも、こういうことができますよというようなアプローチというか、提示をしてるんですかね。

- 声が上がるのを待っているということはしません。最終的にそれが通るかどうかは分かりませんけれども、こういう制度があるので、使いますか、使いませんかということについては必ず説明をした上で、御意見を賜っているという認識でおります。
- 準備が大変だから、あまり件数が増えると人的負担も大変だろうなと思ったのですが、だからといって、なるべく申請がなければいいなという待ち姿勢じゃないというのを聞いて安心しました。

つい最近、民事なんですけれども、小学生時代のいじめを原告が訴えていて、 関係者で中高生ぐらいになっている子が証言にどんどん出て来て、公開の裁判で、 希望した子は遮へいがあったり、そうじゃない子も結構いて、小・中学生ぐらい の子供が、遮へいもなくしゃべっていることに違和感があって。本人が望まなく ても、なるべく遮へいをしてあげるとか、そういう積極的な利用促進とか、そう いうことができないのかなというふうにちょっと思ったのですが、そのあたりは どうなんですか。

- ◎ 民事裁判官の立場から少しお話をさせていただくと、さすがにそれは訴訟では やっていないと思うんですね。代理人がついておられて、御両親とか御本人が検 討された上で、代理人から上申があるのが通常で、それがないときに、裁判所の ほうが後見的に、この年齢の方なので、それはぜひとも遮へいしましょうという ふうに言うかというと、それは残念ながら、そういう動き方はあまりやらないで す。その辺は、中学生ぐらいだったら十分をお話をされていらっしゃるというふ うに思っているんですけど。
- そうですよね。そういう場に行かせたら大変なことになる、負担とか何か特別 なことがないと、遮へいしてくれというのはちょっとなかなか。

○ 少し話は戻りますが、弁護士の方が先ほどおっしゃったように、ビデオリンクを選択されない理由の一つとして、本来は目を見てというのが何となく私も分かるような気がしています。我々はふだん、実名報道というのを基本として、匿名ではなるべくしません。それは何でかというと、匿名だと、作り話じゃないかなとか、警察がひょっとして何か間違った逮捕しているんじゃないかとか、うそをついているんじゃないかとか、読者が疑っちゃいけないので、基本は実名を出しますよと。それと似た話で、遮へい板の中にその方がいるといっても、本当にいるの、見えないのにという見方もあるんですね。だから、被害者保護をするというのも大事なんですけれども、弁護士の方がおっしゃったように、目を見てというのが基本にあって、事実を立証していく、解明していくというような場なので、そういう印象を持ちました。

## ○ 3点ほどよろしいですか。

まず、傍聴席の優先的な割当て、確保というお話でしたけど、その場合は席の場所も被害者御本人の意向なんかも伺いながら、例えばなるべく死角になりやすそうな角度のところがよいとか、むしろ前面で座りたいとか、そういった配慮みたいなのをなさっているのかということを聞ければ。

2点目ですけど、この遮へい措置を利用された方へのアンケートみたいなのは、 これまでされたことがあるのか、経験者の御意見みたいなものがもしあって、そ の際に何かしら優位な傾向のようなものがあれば、それもお伺いしたいなと。

3点目ですが、被害者に対する接遇等というお話、当日の案内をするとき、性 犯罪の被害者の場合には同性の職員が担当されるというお話がありましたが、性 犯罪も当然異性間だけじゃなくて、生物学的な意味での同性間での性犯罪も当然 あるわけで、その場合、もし仮に全て同性ということになると、かえって逆効果 になるケースもあるんじゃないかなという杞憂が、そういう心配もなくはないと ころでして、そのあたりの運用がどうなっているのかということを確認させてい ただければと思います。 △ 1点目の傍聴席の確保ですが、基本的には、被害者の方の御要望に沿う形で席を準備させていただいております。ただ、1つ悩ましいのが、例えば被害者の方がお亡くなりになって、御遺族の方が被害者として傍聴に来るというケースもあるのですが、その場合被害者の被害感情が強い場合、例えば被告人への何か攻撃的な言動が考えられるという情報が入ってきた場合には、検察庁ともすり合わせをしながら調整をさせていただいているところです。

2点目の遮へい措置を使われた方へのアンケートですが、裁判所で証言をしていただいた後、基本的には検察庁の職員の方に迎えに来ていただいて引き継ぎますので、裁判所のほうに証言が終わった後に長くいるということはないので、そういったアンケート的なことは実際には行われておりません。

- 補足しますと、検察庁では終わった後に、被害者の方とどうだったとかと雑談はしますので、その範囲で感想を聞くことがないではないですけれども、それはアンケートみたいな形で一律にやっているものではありませんし、統計的に把握しているものではありません。
- ◎ 被害者保護に関わられる弁護士会のほうでも、組織的に何か把握されているということも特にないということでよろしいですか。
- 私は把握していないです。
- ◎ 3点目の接遇の問題ですけど、非常にセンシティブな連携の話になるかと思いますが。
- △ 確かに、多いパターンとしては、異性の方からと思いますが、委員の方がおっしゃられるとおり、同性間の場合もあり得ないことはないと思いますので、その場合も検察庁と話をしながら、調整させていただくことになるのかなというふうに考えておりますし、そういう対応を十分にやっていきたいと考えているところです。
- 多分検察庁が同性間の性犯罪を起訴するということになれば、当然その起訴する る段階で、犯人と被害者が同性であるということは把握しているはずですので、

その辺は被害者の方から御要望を承って、多分裁判所と連携を取るということに なろうかなと思っております。

- ◎ 設備面がもうちょっと整っていたらいいなという点についてはいろいろいただいたんですけれども、させていただいている配慮とか接遇の内容自体について、もう少し手厚ければとか、こういう点について配慮したらどうかというような点は、委員の方のほうからは見当たらなかったということでよろしいでしょうか。
- 被害者保護の点に限らず、私の経験だと、少年事件の少年と家族がメディアの目に触れずに入庁しているような、かなり手厚い配慮をしてくれています。民事、家事のほうでは、待合室のフロアを変えたり、時間を変えたり、しょっちゅうしていただいていることなので、それと似たような御配慮だなというふうに思います。普通にあるべき配慮はされていて、その延長線でよろしいんじゃないかなと思います。
- ◎ ありがとうございます。その調整をするために、検察庁や、それから民事や家事の場合は代理人の方々からの情報によらせていただいているという事情があって、法曹三者で連携をさせていただいているという部分なのかなと思っております。
- ビデオリンクシステムの設備の話なんですけど、刑事と民事は同じシステムでされているんですかね。ビデオリンクシステムって結構数が少ないという話を聞くんですよ。例えば、支部には多分このビデオリンクはないんですよね。そうすると、借りてきてやるか、あるところに行かないとこれはできないということになってきます。例えば、これは刑事事件だと特に深刻なんですけれども、身柄を拘束されていますので、裁判を早くやらないといけないというのがあって、ところがビデオリンクが準備できないから、裁判が2か月後、3か月後になってしまいますとなったときに、無罪推定を受けている被告人の立場からすると、被害者のほうはビデオリンクでやりたい、でも、その設備がなかなか入りませんということになると、これはどうなのかなというのはある。この問題というのは、ビデ

オリンクシステムや機材が増えればできることではないかと思っています。民事 と刑事で共通のシステムなら、両方に使えるわけですから、ビデオリンクシステ ムにたくさん予算をつけていただいて、導入していただきたいと要望も含めた意 見でございます。

- △ 民事と刑事のシステムは同じなのかというお話がありましたが、民事のほうは テレビ会議システムといいまして、刑事のビデオリンクシステムとはまた別のシ ステムになっております。支部に1台テレビ会議システムがあっても、もう1台 テレビ会議システムがないので、他庁の協力を得て、他庁に証人の方に来ていた だいてみたいなことであれば、できるのではないかとは思います。
- 最高裁に予算を要望していただいて、たくさんつけていただきたいと思います。
- そもそも刑事裁判では、本当にこの人が犯人なのかどうか根本的に争われることがあると思いますね。推定無罪について裁判官の皆さんはちゃんと分かって、その上でこの制度を利用なされていると思いますけれども、裁判員裁判では特に、裁判員によく刑事事件の原則というのを説明していただかないと、何となく推定有罪みたいなことになりかねないという危惧を持っております。そこのところをぜひ気をつけていただきたいと。
- ◎ 今日は被害者保護のお話をさせていただいて、委員の方々にとっては非日常的な事柄で、制度自体初めて御覧いただいたところも多かったのではないかと思います。それが今いろいろな観点から御意見を出していただいたように、裁判所としても被害者保護のベクトルだけではなくて、ほかの価値観も含めて運営させていただいているということを御理解いただければと思います。

それで、今やっていることについては、取りあえず合格点をいただいたのだと 思いながら、さらに細やかに対応させていただきたいと思います。いろいろ御意 見いただきまして、どうもありがとうございました。

以上